

卷之三

○厚生労働省告示第八十八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号 第百九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第七十二条の三及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）附則第十三条の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十三日
厚生労働大臣が定める事項及び評価方法

原左二卷之三

事項	評価基準
労働時間	一日の平均労働時間数
支給する就労者に対する支給率	該支給率を以て評価
支給する就労者に対する支給率	該支給率を以て評価

多様な働き方

生產用

			四十五
五	一 日の平均労働時間数が四時間三十分以上五時間未満であること。	四十	
六	一日の平均労働時間数が三時間以上四時間三十分未満であること。	三十	
七	一日の平均労働時間数が二時間以上三時間未満であること。	二十	
八	一日の平均労働時間数が二時間未満であること。	五	
九	前年度(就労継続支援A型等を行つた日)の属する年度の前年度をいふ。以下同じ。(及び前々年度(当該就労継続支援A型等を行つた日の属する年度の前々年度をいふ。以下同じ。)の各年度における生産活動収支(生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいふ。以下同じ。)がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。	四十	
十	前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。(一に該当する場合を除く。)	二十五	
十一	前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。(一に該当する場合を除く。)	二十	
十二	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がないこと。当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でないこと。	五	

取組支援方向上のための チ 業に関する事項	ト 時間を単位として又は季節を指定して有給休暇を与えることに関する事項
二 合計点数が六点又は七点であること。	一 前年度(次のトに該当する場合)にあっては、当該前年度の末日から起算して過去三年間に就労の実績がある場合に於いて算定した点数の合計数(以下この事項における「合計点数」という)が八点以上であること。
三 合計点数が一点以上五点以下であること。	二 前年度(次のトに該当する場合)にあっては、当該前年度までのうち五つの項目のうち二つ以上の項目に該げる場合に於いて算定した点数の合計数(以下この事項における「合計点数」という)が八点以上であること。
十五	三十

○厚生労働省告示第八十九号	二 生産活動収入を増やすための販路拡大のためには、展示会その他これらに類するものに参加した回数
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第六十三条第一項及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療行為は、次に掲げるものとする。	(1) 二回以上の場合 二点 (2) 二回以下の場合 二点
十一 排便管理(消化管ストーマーの管理又は摘便、洗腸若しくは浣腸(医療行為に該当しないものと別に定める場合を除く。)の実施に限る)、皮下注射、血糖測定、鼻咽頭工アウェイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻によるものに限る)、中心静脈カテーテルの管理、導尿	(1) 二回以上の場合 二点 (2) 二回以下の場合 二点
十二 麻酔時における薬物挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	(1) 二回以上の場合 二点 (2) 二回以下の場合 二点